

令和5年度 第6回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第6回江田島市農業委員会議事録

|               |  |     |                     |
|---------------|--|-----|---------------------|
| 日 時           | 令和5年9月27日(水)<br>13:55~14:45  | 場 所 | わくわくセンター<br>2階農業研修室 |
| 出席委員          | 1 村上 浩司<br>2 清水 正子<br>3 山田 隆見<br>4 下河内 昭博<br>5 川尻 一行<br>6 田中 正彦<br>7 中福 留美<br>9 小原 正清  |     |                     |
| 欠席委員          |  |     |                     |
| 出席者<br>総 数    | 出席委員 8名  |     |                     |
| 事 務 局<br>職 員  | 事務局長 猪垣 英治<br>書 記 佐山 靖裕<br>書 記 永村 由美<br>書 記 久保 彰裕<br>書 記 藤本 沙由里  |     |                     |
| 傍 聴 者         | 向井 推進委員  |     |                     |
| 議 事 録<br>署名委員 | 6番 田中 委員<br>7番 中福 委員   |     |                     |
| 提出議題          | 議事<br><br>諸報告<br><br>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第27号 非農地証明の申請について<br>議案第28号 事業計画変更承認の申請について<br><br>協議事項 |     |                     |

## 1 開 会

事務局長 皆様こんにちは、御案内の時刻より少し早いですが、皆様揃いましたので、始めさせていただきます。まず、既に事務局の方から連絡または、お話があったと思いますが、11月からの次期農業委員として、9月7日の議会で皆様8名ともう1名、現在能美町の推進委員をされている室元さんの9名で11月からの3年間、農業委員としての同意をいただきました。ということで、10月30日に文章で、辞令交付式や臨時総会の御案内をさせていただきます。引き続きになりますが、よろしくお祈いします。

只今から令和5年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、委員総数8名全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告させていただきます。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、こんにちは。暑い中、農地パトロールもほぼ終わったと聞いています。暑い中、ありがとうございます。今年も怪我もなく安心しております。少し涼しくなってきましたが、日中はまだ暑いです。まだ引き続きコロナも流行っているようです。皆様、身体に気を付けて頑張ってください。本日もよろしくお祈いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお祈いします。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては6番の田中委員と7番の中福委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記につきましては猪垣事務局長の他、佐山書記、永村書記、久保書記の3名を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明申請について。

3つ目は、事業計画変更承認申請について。

以上です。

議長 日程第4の議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

佐山書記 出席委員の中に申請者がおられますので、一時退席をお願いします。

委員 A委員退席。

佐山書記 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年9月27日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、B、住所、江田島市大柿町●●、職業、会社員。

譲受人、A、住所、江田島市□□町●●、職業、農業。

所在地、能美町●●字○○\_番\_の1筆、面積は101㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地と住居が近隣ではなく今後、適正な管理が困難になるため、宅地2筆と併せて有償で譲り渡す。」

譲受人は「営農の規模拡大に当たるため、隣接地にある宅地2筆と併せて有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可と認めます。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、C、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。

譲受人、D、住所、江田島市大柿町●●、職業、自動車整備工。

所在地、大柿町●●字○○\_番\_の1筆、面積は754㎡。

申請理由は贈与で、譲渡人は「亡くなった夫が耕作していた当該地を今後、1人では適正な管理が困難になるため、夫の甥である譲受人に無償で譲り渡す。」

譲受人は「譲渡人が管理している当該地と農作業用の農機具を引継いで、自家消費用の野菜類を耕作していくため、無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号3、譲渡人、E、住所、大阪府守口市●●、職業、主婦。  
譲受人、F、住所、江田島市能美町●●、職業、無職。  
所在地、能美町●●字○○\_番\_の1筆、面積は392㎡。  
申請理由は贈与で、譲渡人は「県外に居住しており適正な管理が困難になるため、隣地に居住する譲受人に無償で譲り渡す。」  
譲受人は「当該地が自宅や既存所有農地から近距離で、贈与について合意が得られたため、無償で譲り受ける。」  
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 田中委員、お願いします。

田中委員 事務局の説明のとおり、間違いありませんので、よろしくお願いします。

議長 質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

|      |  |
|------|--|
| 佐山書記 | <p>番号 4、譲渡人、G、住所、広島県安芸郡●●、職業、無職。<br/> 譲受人、H、住所、呉市●●、職業、会社員。<br/> 所在地、大柿町●●字○○__番__、外 2 筆、合計面積は 577 m<sup>2</sup>。<br/> 申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で市外に居住しているため、適正な管理が困難になった。今回、譲受人と当該地、宅地建物の売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」<br/> 譲受人は「江田島市に移住する計画があり当該地を管理していく。今回、譲渡人と宅地建物を含む土地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」<br/> 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。</p> |
| 議 長  | 中福委員、お願いします。   |
| 中福委員 | 事務局の説明のとおり、適正であります。よろしくお願いします。   |
| 議 長  | 御質問等ございませんか。   |
| 委 員  | 無しの声あり。  |
| 議 長  | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。   |
| 委 員  | 全員挙手。  |
| 議 長  | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。   |
| 佐山書記 | <p>番号 5、譲渡人、I、住所、江田島市大柿町●●、職業、自営業。<br/> 譲受人、J、住所、江田島市大柿町●●、職業、▲▲会社役員。<br/> 所在地、大柿町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は 947 m<sup>2</sup>。<br/> 申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を数年前に売買により所得したが、耕作が困難なため譲渡先を探していた。今回、当該地の売買について譲受人と合意が得られたため、有償で譲り渡す。」<br/> 譲受人は「隣地のビニールハウスで花卉を栽培しており、今回、当該地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」<br/> 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。</p> |
| 議 長  | 同じく中福委員、お願いします。  |
| 中福委員 | 事務局の説明のとおり、適正であると思われます。よろしくお願いします。   |
| 議 長  | 御質問等ございませんか。   |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | 無しの声あり。  |
| 議長   | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。   |
| 委員   | 全員挙手。  |
| 議長   | 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。   |
| 佐山書記 | <p>番号 6、譲渡人、K、住所、滋賀県栗東市●●、職業、無職。<br/> 譲受人、L、住所、江田島市江田島町●●、職業、▲▲経営。<br/> 所在地、江田島町●●__丁目__番__、面積は 207 m<sup>2</sup>。<br/> 申請理由は贈与で、譲渡人は「県外に居住しており適正な管理が困難になるため、無償で知り合いである譲受人に譲り渡す。」<br/> 譲受人は「広くて多種類の農作物を耕作できる畑を探していたところ、譲渡人と土地の贈与について合意が得られたため、無償で譲り受ける。」<br/> 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p> |
| 議長   | 山田委員、お願いします。   |
| 山田委員 | 事務局の説明のとおり、この農地は雑草が生えているわけでもなく、周辺もしっかり管理されています。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。  |
| 議長   | 他に質問等はございませんか。   |
| 委員   | 無しの声あり。  |
| 議長   | 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。   |
| 委員   | 全員挙手。  |
| 議長   | 全会一致で許可といたします。以上で 3 条の審議を終わりました。議案第 22 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をお願いします。  |
| 佐山書記 | <p>議案第 26 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。<br/> 令和 5 年 9 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号 1、譲渡人、M、住所、江田島市江田島町●●、職業、無職。<br/> 譲受人、N 合同会社 代表社員 O、住所、福岡市博多区●●、職業、会社役員。<br/> 所在地、江田島町●●__丁目__番の 1 筆、面積は 463 m<sup>2</sup>。</p>  |

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地は休耕状態が長く今後、農地として使用する予定がないので、遊休農地の有効活用として太陽光発電業者に有償で譲り渡す。」

譲受人は「今回、隣地の太陽光発電設備を設置する計画があり、当該地もその一部として有効活用を図るため、有償で譲り受ける。」

太陽光パネル 624 枚、発電出力 247.5 kWを設置予定。以上、御審議をお願いします。

議長 この案件について、私が説明させていただきます。この土地は、2年前に一度許可しているが、譲受人の工事が停滞していた。ということで別の会社が申し出て、会社が変わり、仕切り直しということです。特段問題ないと思います。御質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 2、譲渡人、P、住所、東広島市●●、職業、無職。  
譲受人、Q株式会社 代表取締役 R、住所、神戸市兵庫区●●、職業、会社役員。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_番\_\_、外 2 筆、合計面積は 162 m<sup>2</sup>。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地を相続により所得したが、農地として適正な管理が困難になっているため、譲受人の希望に応じて有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地と隣接地を併せて駐車場で利用する計画があり、有償で譲り受けて駐車場として活用するため、雑種地に転用する。」以上、御審議をお願いします。

議長 この案件につきましても、私が説明させていただきます。この土地も一度許可したところですが、中々全体の筆数が多くて合意に時間がかかり、いい加減だったところを、きちんとやり直す申請が出ているということです。特段問題ないと思います。質問等はございませんか。

清水委員 何の会社なのですか。

議長 ●●のSの▽▽のところに事務所があり、その駐車場にするということです。



清水委員 会社の駐車場はわかるのですが、何をする会社なのかわからない。

佐山書記 Sの中に入っている業者で本社は神戸市と書いてあるが、その経営等を一括に担っているような会社でSの中に事務所があります。事務所の前の土地なので従業員の駐車場なり、会社の車を置くところではないかと思います。

中福委員 これは道路横になるのでしょうか。

佐山書記 そうですね。道路横といっても通用門を越えているところなので、中々把握できない。

議長 Sの管理をしている会社ということでしょうか。

清水委員 Sが親会社で、Q株式会社が子会社なのでしょうか。

佐山書記 向井推進委員が詳しいのでは。

向井推進委員 元々はQさんが土地も全部持っていて、Sさんが途中で共同経営しましょう。ということで、今はSが51%持っていて、Qさんが49%持っている。土地自体は元々のQさんの土地なので、それをSが借りている。事務所の前に駐車場があるが手狭だということで、隣の一段下がった農地の様な、雨が降れば田んぼのようになるところを全部で15筆あるのを少しずつ買い取っているがまだ3筆残っていて、一生懸命交渉しているが中々合意に至らないようです。土地が全部、Qのものになれば、嵩上げて駐車場にしたいということです。

議長 御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わりにして、議案第27号、非農地証明の申請について、事務局からお願いします。

佐山書記 議案第27号、非農地証明の申請について。農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年9月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請者、T、住所、広島市安佐南区●●。  
所在地、沖美町●●字○○\_\_番の1筆、面積は1,512㎡

申請理由は「昔はミカンを栽培していた。平成7年頃から父親が病気になり当該地の管理が行えていなく現在に至っている。その当時より耕作はしておらず、現地に行く道は無く既に山林化しているため申請する。」以上、御審議をお願いします。

議長 下河内委員、お願いします。

下河内委員 写真のとおり道はもうなく、近くまで行くことができないので非農地で仕方ないと思います。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、申請者、G、住所、広島県安芸郡●●。  
所在地、大柿町●●字○○\_\_番、外6筆、合計面積は2,891㎡。  
申請理由は「昔は水稻・野菜・枇杷を栽培していた。平成13年に相続により所得して以降は、住居が遠方で高齢になったことから適正な管理が困難になっており、現況は山林となっているため申請する。」以上、御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 写真のとおり山林の状態です。よろしくをお願いします。

議長 他に御質問等ありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で非農地証明の審議を終わりました。議案第28号の事業計画変更承認の申請について、事務局をお願いします。

佐山書記 議案第28号、事業計画変更承認の申請について。農地法(昭和27年法律第

229号)第5条の規定により、令和3年9月29日付け指令江農委第42号で許可を受けた土地について、事業計画変更承認の申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年9月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、当初計画者、住所、神戸市灘区●●、氏名、U株式会社 代表取締役 V、職業、会社役員。

承継者、住所、福岡市博多区●●、氏名、N合同会社 代表社員 O。

所在地、江田島町●●\_\_丁目\_\_番\_、外1筆、合計面積は1,602 m<sup>2</sup>。

先程、御説明がありました。5条の1番に関連する案件です。

申請理由は「コロナ禍や世界的な不景気による半導体不足により、太陽光パネルの生産遅延の影響のため製造工事を中断していた。承継者からの申出により事業ごと継承することになったため申請する。」

本案件は令和3年9月に許可となった事案で、現在まで農地の所有権移転だけを行っていたものです。追加で5条の1番の案件に太陽光パネルをプラスするものです。以上、事業計画変更承認申請となります。御審議をお願いします。

議 長 御質問等ございませんか。

山田委員 先程のところと同じですか。

議 長 同じところですか。

佐山書記 地図を見ていただけたら、分かり易いと思います。オレンジと黄色を赤い線で囲んであるところが今回の事業計画変更の場所になります。その黄色の場所と建物の間にある土地が5条の1番です。つながっている関係土地もついでに太陽光発電にしてしまうということです。

議 長 他に質問はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可といたします。以上で非農地証明の審議を終わりました。諸報告に入ります。事務局から何かありますか。

佐山書記 10月30日に辞令交付式及び臨時総会を行う予定です。また書面で皆様にお知らせいたします。午後からを予定しておりますので、よろしく申し上げます。農地利用最適化推進委員の決定について、皆様に報告があります。推進委員である向井さん退席をお願いいたします。

向井推進委員退席。

佐山書記

農地利用最適化推進委員候補者採点一覧を御覧ください。

上から江田島町が中田さん、向井さんは今まで現職の方で、ここから三人、佐々木さん、尾崎さん、高田さんが新人で江田島町の担当になります。

能美町は、久保さんだけが現職で、峰尾さん、藤田さん、堂野崎さんが新人で能美町担当になります。

沖美町は4人とも現職のままで交代はありません。

大柿町は山本さん、河尾さんが現職の方で、廣島さんも現職の方ですが、今まで能美町担当でしたが、元々は飛渡瀬の方なので大柿町を回ってもらいます。以上16名が3年間、皆様と一緒に働く推進委員になります。

流れとしましては、10月30日に辞令交付式を行い。その後、臨時総会で会長と会長職務代理者を決めていただいて、その次に推進委員の辞令交付式に繋がって行きます。1日で終わらせますので長くなりますが、次の会長になった方は、よろしくお願ひします。以上です。御質問はございませんか。

議 長

江田島が一人増えているが、バランス的にはいいのか。

佐山書記

とりあえずこの体制でやってみようかと思っています。

議 長

大柿の担当の中福委員、大丈夫ですか。

中福委員

やってみないと大丈夫といえるかどうかわからないですね。これは人がいないということですか。

佐山書記

そうですね、どうしてもいないということです。江田島町の方を一人大柿町に、ということも考えたのですが、誰にするかで悩んだので、まずは様子見でこの体制をお願いします。

中福委員

今までは胡子さんと山本さんと廻っていたが、これからはどうなりますか。

佐山書記

農地パトロールだけ誰かに来てもらうか、また検討しながら随時やっぺいこうと思います。

中福委員

私と村上さんの班体制はどうなりますか。三人の振分けはどうなりますか。

佐山書記

村上さんと、河尾さん、廣島さんになると思います。

中福委員

ということは私、山本さんの二人で行くということですか。

佐山書記

江田島町から応援が行くかわからないが、考えていきたいと思っています。

議 長 村上さんは大丈夫ですか。

村上委員 今までと変わらないので、大丈夫です。またなにかあれば言ってもらえればと思います。

佐山書記 詳しい資料は30日の臨時総会の際に皆様にお配りしようと思います。この中で一番若いのは、峰尾さんという方でオリーブ栽培をしている方です。

議 長 14番のところに基本構想水準到達者とありますが、久保さんが詳しいので、説明をお願いできますか。

久保書記 基本構想水準到達者について、久保が説明。

佐山書記 臨時総会で皆様に承認をしていただくので、よろしく申し上げます。なお、今回の書類は回収させていただきます。

以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。